

I 方針策定の趣旨

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要がある。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、保険者と介護支援専門員で共有することを目的とし、「宝達志水町ケアマネジメントに関する基本方針」を策定した。

居宅介護(介護予防)支援事業所は本基本方針の内容を踏まえ、適切なケアマネジメントを行う。

II ケアマネジメントにおける基本方針

(1) 居宅介護支援及び介護予防支援(第1号予防支援事業等)に関する基本方針

地域包括支援センターは、高齢者の介護予防・日常生活支援のため、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、状況等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。

ア) 高齢者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。

イ) 援助にあたり、高齢者本人の意欲を引き出し、主体的な取組を促すことに留意し、セルフマネジメントの推進を図る。

ウ) 最新情報の把握、各種研修への参加などにより、ケアマネジメント能力の向上に努める。

(2) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針

センターは介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしを総合的に支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する方針

介護支援専門員のニーズや課題を把握し、包括的・継続的ケアマネジメントが出来るよう環境を整備すると共に、介護支援専門員の個別ケアマネジメントに対する支援を行う。

ア) 関係機関や地域の社会資源等の情報提供、意見交換の場等を活用した関係づくりなどを行い、連携体制の構築を支援する。

イ) 介護支援専門員相互のネットワークの構築及び実践力向上のため、必要な研修や事例検討会、地域ケア会議等の開催、困難事例への支援等行う。

ウ) 町介護支援専門員連絡会の活動を支援し、技術力向上に向けた取組を推進する。